

第三章 手 続

1 新設工事等の申込

- (1) 給水装置工事の新設、改造、撤去及びメーター上流側を修繕する者は、あらかじめ工事施工前に給水装置工事申込書「参考様式 1」により工事申込みを行い、その承認を受けなければならない（条例第 5 条）。
- (2) 他の土地に又は他の建築物に設置（変更を含む。）を予定している者及び他の給水装置から分岐を予定している者は、前項による工事申込書のほか、給水装置工事に関する利害関係人同意書「参考様式 2」を提出しなければならない（条例第 7 条第 3 項）。

2 工事の施行

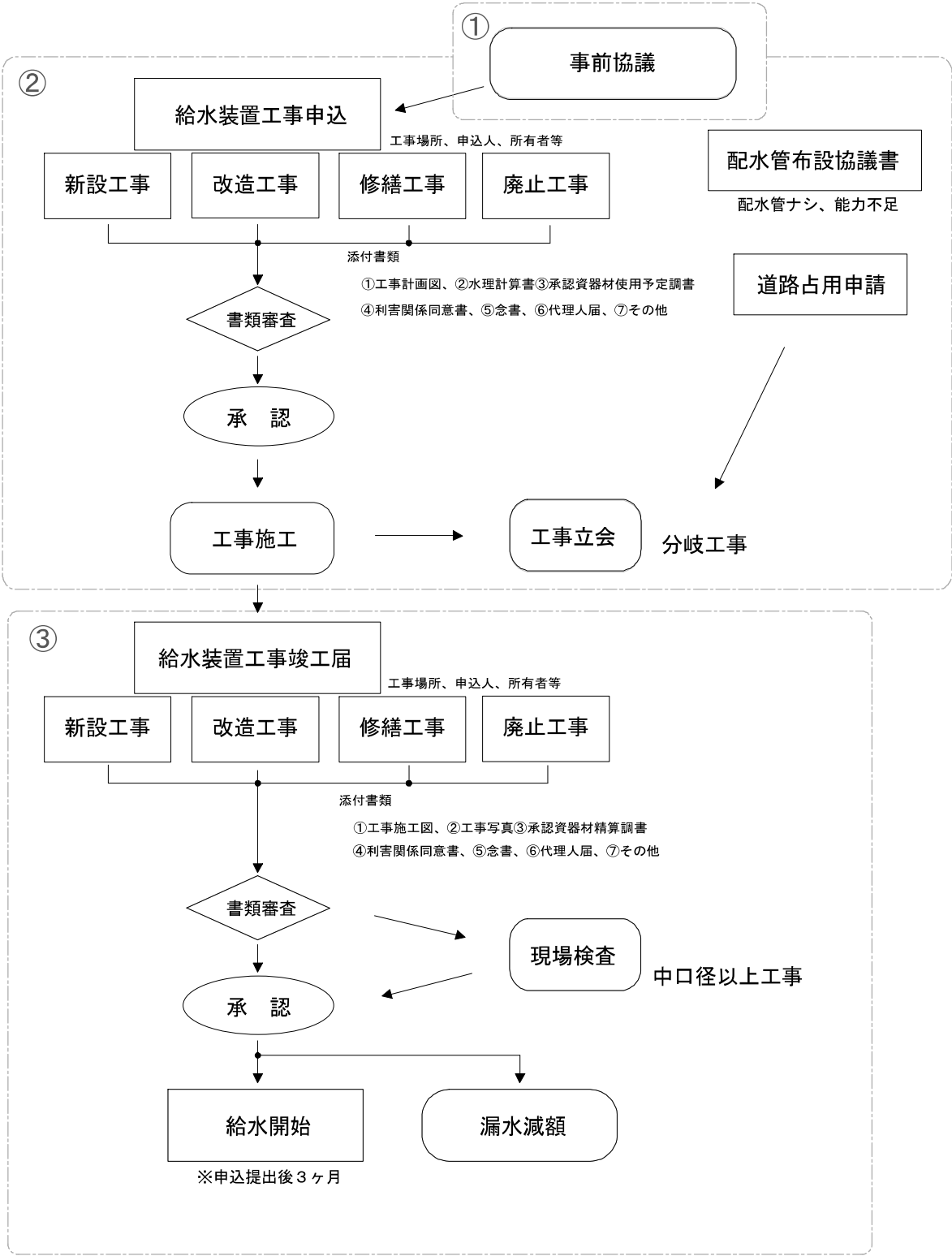
- (1) 給水装置工事は、市長又は指定工事業者が施行する（条例第 7 条）。
- (2) 指定工事業者は、工事申込者との工事契約後において、速やかに上下水道部に対して必要な手続をとるものとする。
- (3) 工事施行の事務取扱手順は、下図「給水装置工事業務フロー」の定めに基づき行うものとする。

3 設計審査の方法等

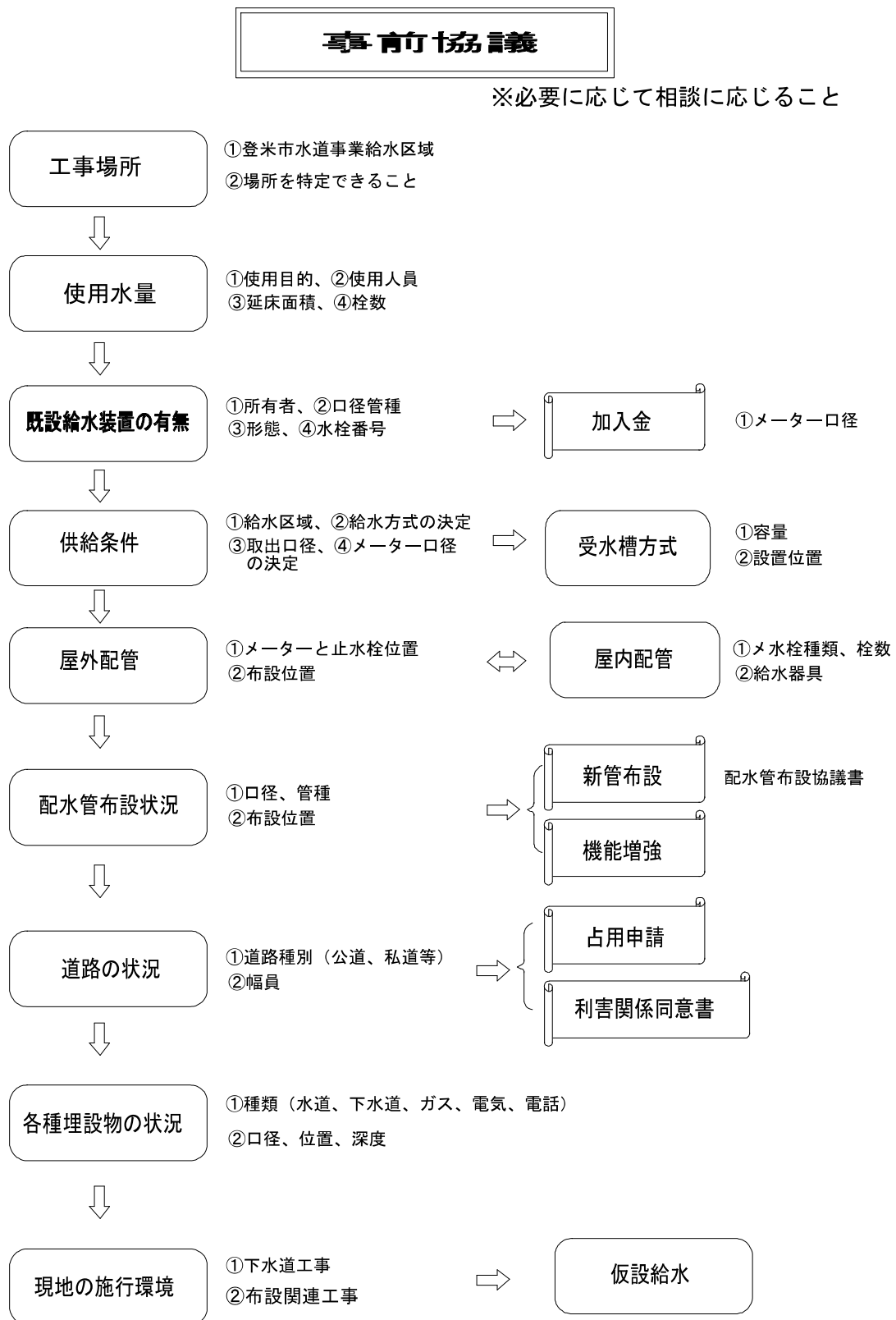
設計審査の方法及びその範囲は、次の各号に定めるとおりとし、その事務処理の順序は、下図「給水装置工事業務フロー」を基本として行うものとする。

- (1) 設計審査は、上下水道部が所管し審査する。この場合の審査対象となる事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 給水装置工事申込書「参考様式 1」
 - イ 認証資器材使用予定調書「参考様式 3」（条例第 7 条第 2 項）
 - ウ 給水装置工事に関する利害関係人同意書「参考様式 2」（条例第 7 条第 3 項）
 - エ 給水装置設計附図「参考様式 5」（建築設計図等に配管計画図を表記することを可とする。）及び水理計算書
- (2) 工事の着手は、設計審査が完了した後に施工しなければならない。
- (3) 工事着手後に設計及び施工に著しい変更が生じたときは、その都度、上下水道部の設計審査を受けるものとする。
- (4) (1)アからエまでの審査には、主任技術者の立会いを原則とする。
- (5) 給水装置の設置、変更の工事に伴い道路の占用申請が見込まれる給水装置工事にあつては、施工予定日の 1 月前までに関係書類の審査を完了させなければならない。
- (6) 設計審査の完了後においては、給水条例に基づく手数料等の納付を必要とする。
 - ①設計審査手数料 条例第 29 条（別表第 2）
 - ②水道加入金 条例第 30 条（別表第 3）
 - ③工事負担金 条例第 31 条、工事負担金の徴収規程

給水装置工事業務フロー

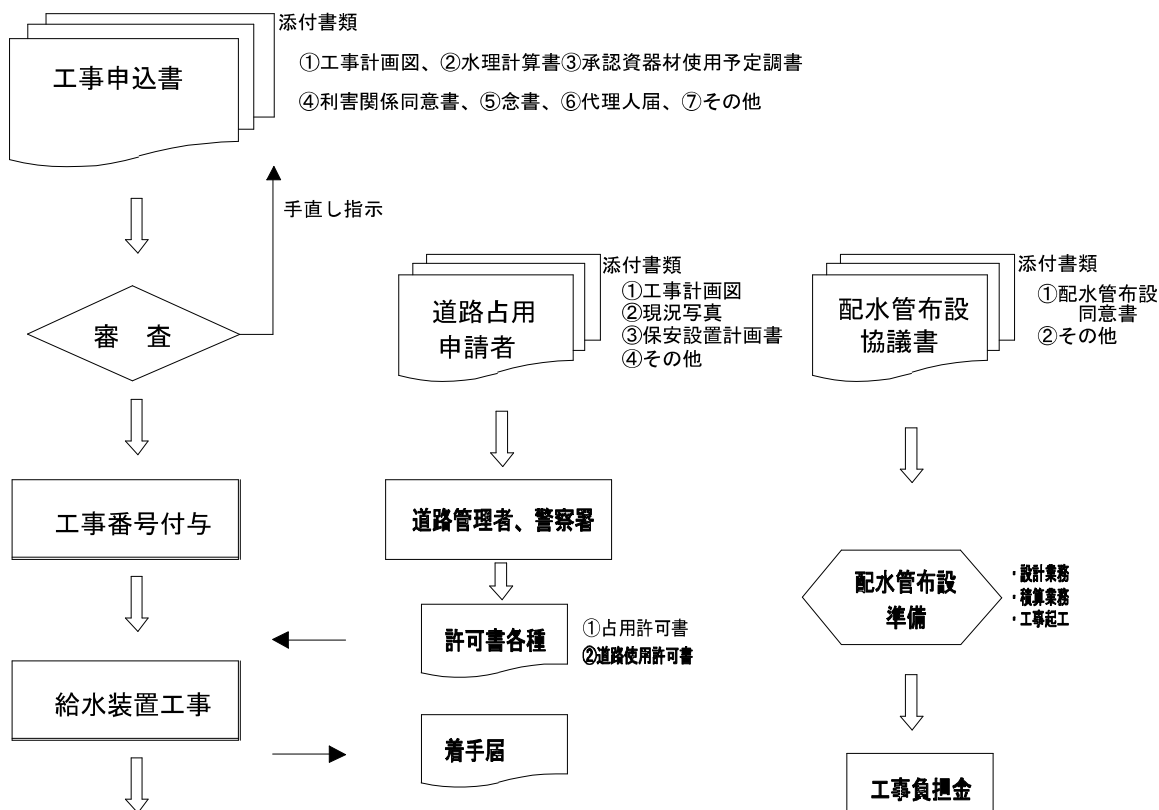


①事前協議項目

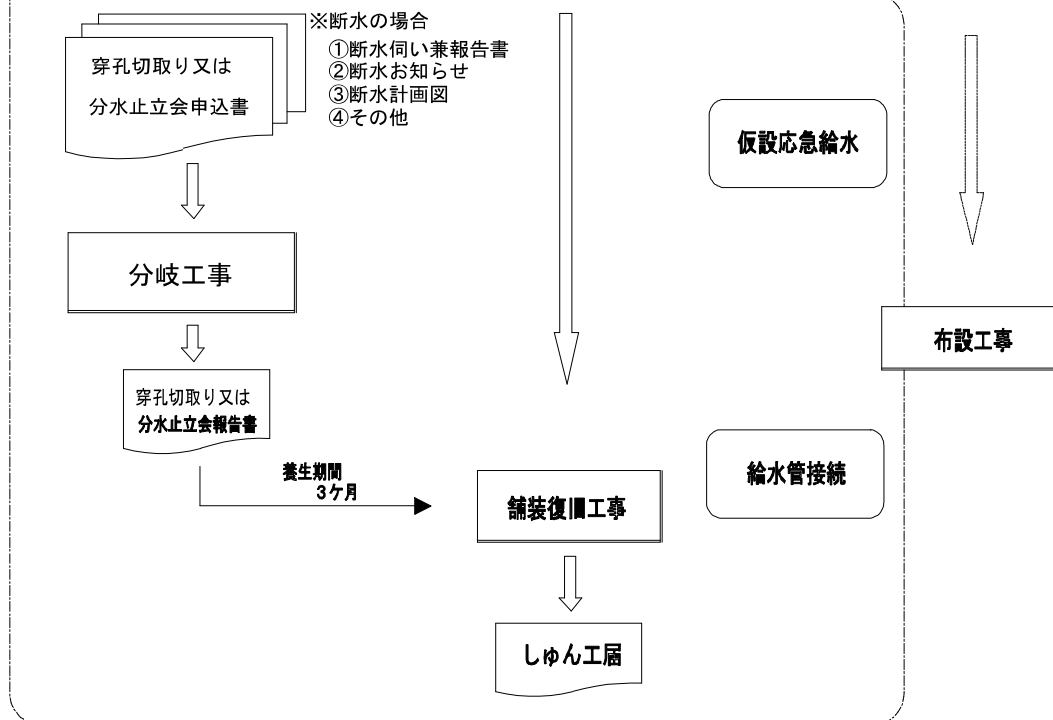


②給水装置工事の管理業務

(1) 給水装置工事受付（設計審査）

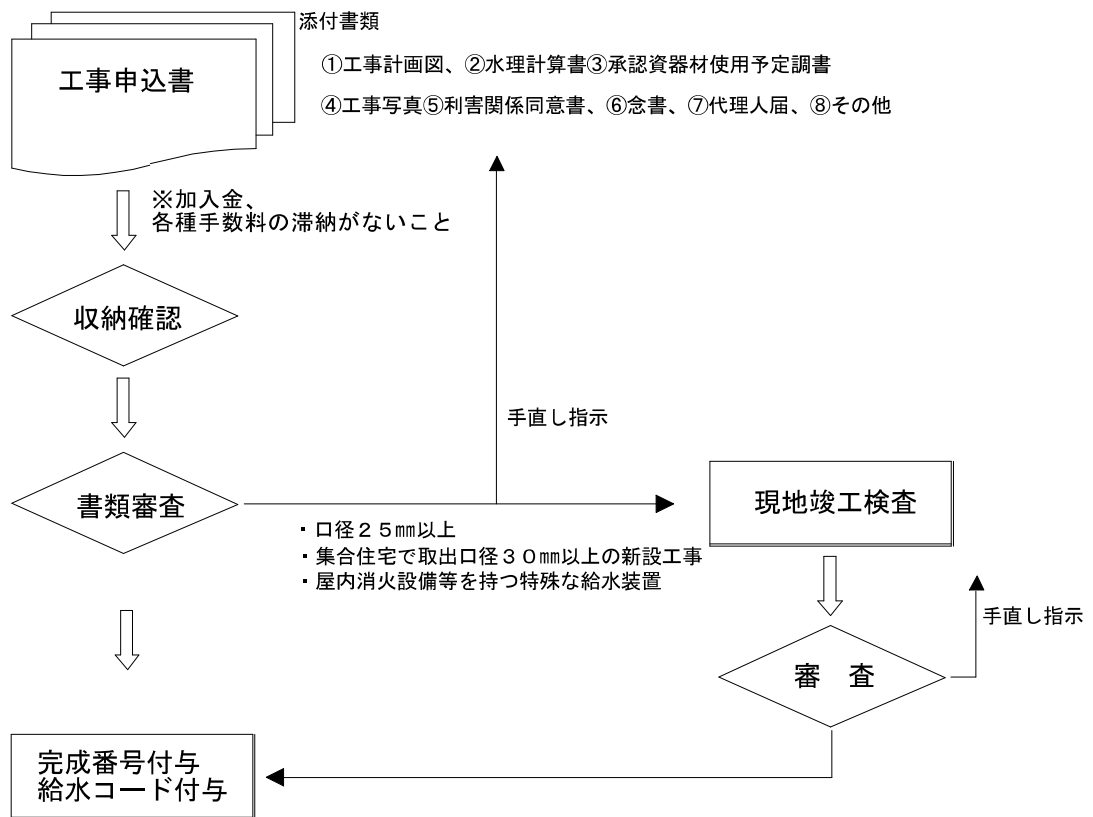


(2) 施工管理

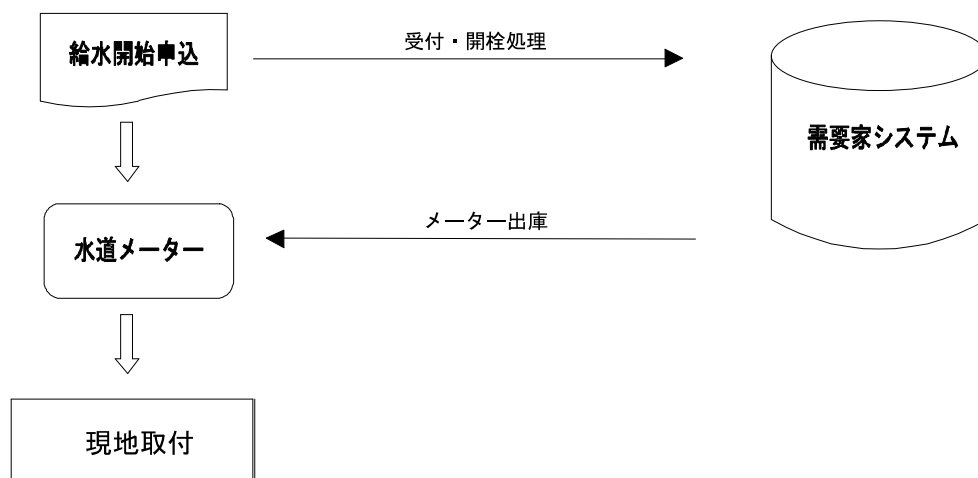


③給水装置工事竣工届

ア 竣工検査



イ メーター取付



4 給水装置工事の変更

(1) 給水装置工事の取消し

指定事業者は申し込みをした給水装置工事を取消す場合は、給水装置工事承認申込書取消届「参考様式6」により、速やかに上下水道部に届け出る。

(2) 給水装置工事の設計変更

指定事業者は、申し込みをした給水装置工事が設計変更の対象となる場合は、給水装置工事承認申込書設計変更届「参考様式7」に変更設計図面を添付し、規定の諸手数料を添えて速やかに上下水道部に届け出を行い、承認を受ける。また、協議対象のもので変更が生じた場合は、必要に応じ再協議を行う。

次の場合は、設計変更の対象とする。

ア 被分岐管に変更が生じた場合。

イ 分岐から既設管再利用、又は既設管再利用から分岐に変更する場合。(先行取出し有り含む)

ウ 分岐位置及び配管ルートが著しく変更になる場合。

エ 分岐口径を変更する場合。(分岐部から水道メーターまでの口径に変更がある場合を含む)

オ その他、上下水道部が設計変更を行う必要があると認める場合。

(3) 工期延期

指定事業者は、申し込みをした給水装置工事の工期を延期する場合は、給水装置工事工期延期届「参考様式8」により、速やかに上下水道部に届け出る。

5 公路等の掘削

公路等（この要領による公路等とは「国・県・市道、複数利用の私道、法定外公共物道路」をいう。）を掘削する場合で道路管理者が存在する場合は、道路管理者の道路占用許可及び所轄警察署長の使用許可の諸条件を遵守励行するとともに、これを受理した後に施工しなければならない。

4・2) 私道、通路等を掘削する場合は、当該土地の所有者等の承諾を得るほか、諸要件を調整した後に施工しなければならない。

◆ 道路占用許可申請（道路法第32条）

(1) 申請に必要な書類

①申請書・・・正本2部を提出すること。

提出された申請書の1部は、工事又は作業を行おうとする場所を警察署と協議するため、道路管理者から当該警察署長に提出します。なお、申請は市道1路線につき1つとし、提出に際しては、担当部署、担当者及び電話番号を、また、工事施工業者が決定している場合は業者名も明記すること。

②位置図・・・【縮尺：10、000分の1以上】申請箇所を赤線で図示したもの。

③平面図・・・【縮尺：500分の1以上】平面図は現況と工事前後の関係が判るように作成するものとし、次の事項に留意すること。

- ・官民境界の図示

- ・掘削等が伴う場合には、原則として赤実線でその範囲を図示するとともに、赤破線で工事影響範囲の図示

④横断図・・・【縮尺：100分の1以上】次の事項に留意すること。

- ・占用箇所の道路全幅を図示

- ・技術的に必要と思われる最小限の横断を示す

- ・掘削する場合には、掘削線を赤実線で、影響範囲を赤破線で示した復旧図を添付

⑤構造図・・・【縮尺：20分の1以上】占用物件を図示したもの。

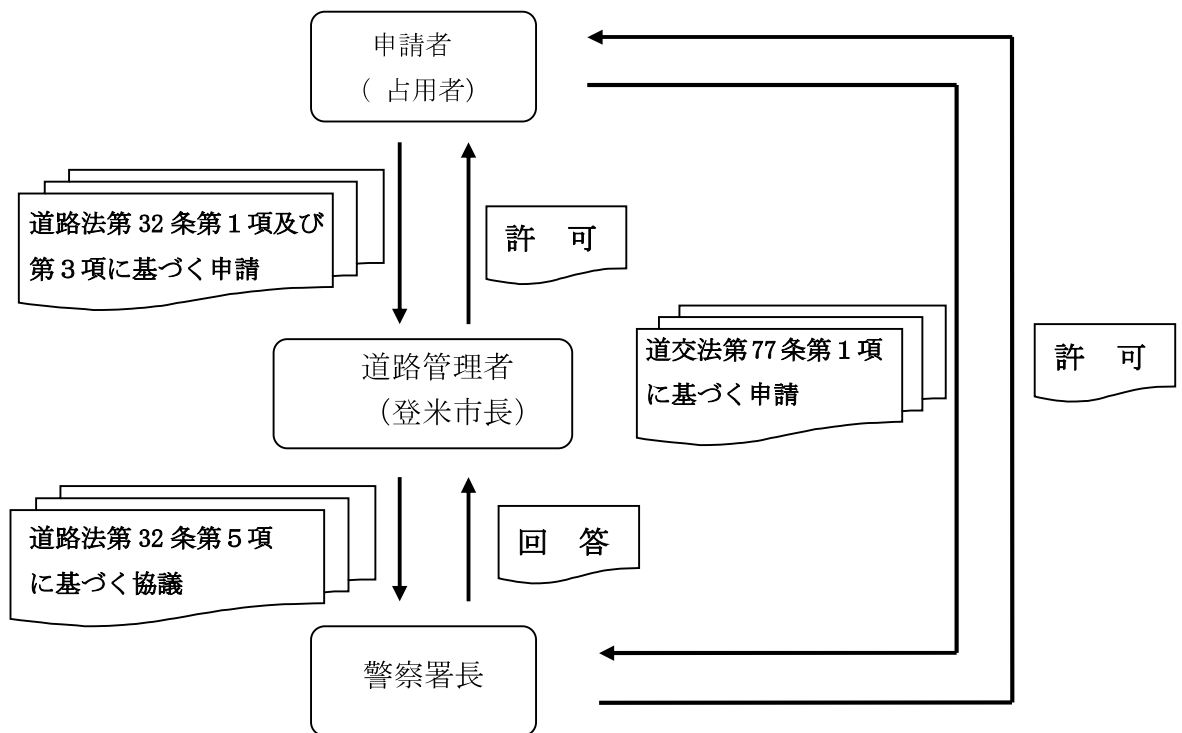
⑥保安施設設置計画書・・・道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るための保安施設設置計画書及び交通規制図として工事関係の道路標識の設置、迂回路等、信号装置又は手旗等による交通整理等の方法を平面図等に記載したもの

⑦その他・・・工事工程表、現況写真、工事仕様書等の提出を求められた際には速やかに提出すること。

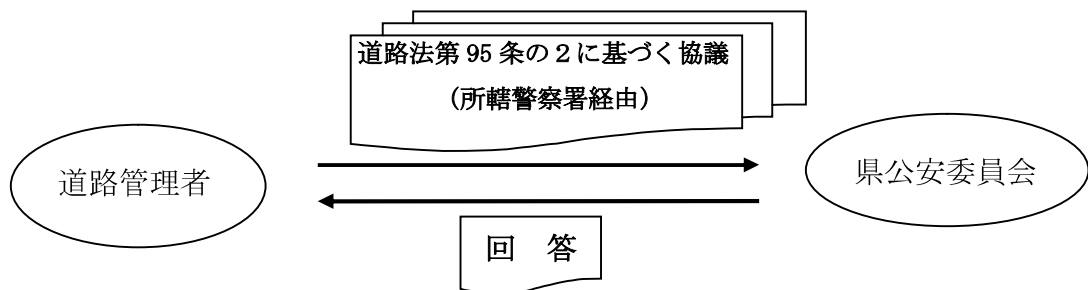
※1 交通規制内容によっては、県公安委員会に協議する必要がある場合がありますので、余裕を持った計画をすること。

※2 占用物件の規模、施行内容等に応じ、上記書類を簡素化することがあるので、申請しようとする時に相談してください。

《申請から許可までのフロー》



《県公安委員会との調整のフロー》



(2) 主な道路等の種類と申請先

種類	路線名等	道路管理者等	申請先等
国道	45号	東北地方整備局	仙台河川・国道事務所 (石巻国道維持出張所)
国道	342号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	346号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	398号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
国道	456号	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
県道		宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
市道		登米市	建設部土木管理課等
河川	1級河川（直轄区間）	東北地方整備局	北上川下流河川事務所 (米谷、飯野川出張所)
	1級河川（指定区間） 2級河川	宮城県	東部土木事務所 (登米地域事務所)
	準用、普通河川	登米市	建設部土木管理課等
宮城県有地		宮城県	宮城県総務部
法定外公共物		登米市	建設部土木管理課等
水路		土地改良区	

※私道に関しては申請者が利害係人同意書を取得する。

(3) 申請書等各種様式（宮城県・登米市ホームページよりダウンロード可能）

- ①道路占用許可申請書
- ②公共物使用許可申請書
- ③着手届
- ④しゅん工届
- ⑤河川関連各種様式

6 分岐・分水止の立会い

- (1) 参考様式 9 「穿孔、切取り又は分水止立会い申込書」

被分岐管の口径にかかわらず

①穿孔

②断水を伴う切取り

③分水止めを施工する場合は

道路管理者等の許可証の写し及び緊急時の操作仕切弁を添付し、上下水道部に申込みをしなければならない。

- (2) (1)の工事が完了した場合

参考様式 10 「穿孔、切取り又は分水止工事完了届」

見取り図及び施行写真（分岐部、路面復旧等）を添付し、上下水道部に届け出なければならない。

7 しゅん工検査

工事の施行〈条例第7条第2項〉

指定事業者は、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(1) 指定事業者の社内検査

ア 主任技術者は、給水装置工事完了後に社内検査を行い、工事の適否を確認する。

イ 管内を洗浄し、耐圧試験を行う。

ウ 法令に基づき給水開始前の水質検査を行う。

エ しゅん工図書を揃え、管理者に工事検査の申込み、検査を受ける。

(2) 関係書類の保存

事業の運営の基準（施行規則第36条第1項6）

六 施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ 施主の氏名又は名称

ロ 施行の場所

ハ 施行完了年月日

ニ 給水装置工事主任技術者の氏名

ホ 竣工図

ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

8 しゅん工図書

指定事業者又は主任技術者は、給水装置工事をしゅん工した場合は、しゅん工図書を作成し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事しゅん工届 (様式第4号)
- (2) 水理計算書〈必要時のみ〉
- (3) 認証資器材使用予定調書兼精算調書 (様式第3号)
- (4) 給水装置附図 (様式第5号)
- (5) 工事関係写真 (様式第12号) 〈水圧試験を証明する記録含む〉
- (6) 水質検査結果報告書 (様式第23号) 〈給水開始前の水質検査が必要な場合〉
- (7) 利害関係人同意書 (様式第2号) 〈必要時のみ〉
- (8) 念書〈必要時のみ〉
- (9) 代理人届〈必要時のみ〉
- (10) その他、管理者が必要と認める書類

9 しゅん工検査の方法等

- (1) 書類検査 全ての工事
- (2) 写真検査 修繕工事を除く全ての工事。

口 径	試験水圧		圧力保持時間	備 考
	MPa	Kg/cm ²		
すべての口径	1.00	10.19	10 分	・ 水圧測定開始は、水圧が安定したときに始まる。 ・ 圧力保持時間は、時計等を用いてその時間を記録すること。 (開始と終了時刻を記入する)

※但し、既存管の改造工事や、念書による井戸水使用配管から上水道への切り替え工事等の場合は、事前に「登米市お客様センターとよま」担当者と協議を行うこと。

(3) 現地検査

- ア φ25以上の新設工事
- イ φ30以上の取出し口径の新設集合住宅等工事
- ウ 屋内消火栓を持つ特殊な給水装置
- エ その他、管理者が必要と認める工事

10 現地検査の方法等

- (1) 現地検査は、上下水道部と主任技術者との間で、当該検査日の3日前までに調整を図るものとし、主任技術者の立会いを原則とする。
- (2) 新設工事で現地検査に合格したときは、指定工事業者にメーターを配布する。
- (3) 新設又は改造等の工事で、給水メーター取付け後に瑕疵を見い出したときは、指定工事業者に対し所要の処分をする。
- (4) 工事写真は、検査合格後において指定工事業者に返却する。

11 検査項目

(1) 給水装置工事の設計図書としゅん工図書の照合		書類	写真	現地
	① 工事箇所の確認のため、道路及び主要な建築物等が記入確認	○		
	② 工事箇所が明記されているか	○		
	③ 方位が記入されているか	○		
	④ 縮尺の表示が平面図に正確に記入されているか	○		
	⑤ 平面図及び立面図が記入されているか	○		
	⑥ 分岐部のオフセットが記入されているか	○		
(2) 工事と使用材料認証品の確認		書類	写真	現地
	① 使用材料が認証品であるか	○		
	② 分岐止め施工状況の確認	○	○	○
(3) 給水管の埋設深度及び埋め戻し状況		書類	写真	現地
	① 宅地内の主配管は、構造物の下の通過を避けているか		○	
	② 道路内及び宅地内の埋設深度は、規定の深さが確保されているか		○	
	③ 管延長がしゅん工図と整合するか		○	
	④ 配管の口径、管路及び構造等が適切であること		○	
(4) 保温・保護・防護工及び配管状況		書類	写真	現地
	① 露出配管の保温、及び必要に応じた保護・防護がされているか			○
	② 埋設部で、他の配管等との離隔、又は保護がされているか		○	
(5) 使用材料認証品の確認		書類	写真	現地
	① 使用材料が認証品であること		○	
	② 適切な接合が行われていること		○	
(6) 分岐部及び止水栓・メーターのオフセット		書類	写真	現地
	① 官民・民民境界から宅地内止水栓までの距離が、しゅん工図と整合			○
	② 管種別の継手までの距離が、しゅん工図と整合するか			○
(7) メーター位置・止水栓・逆止弁・水抜栓の取り付け状況 作動状況（地付けの場合）		書類	写真	現地
	① メーターボックスが正しく据え付けられているか			○
	② 止水栓及び逆止弁が正しく取り付けられているか			○
	③ 止水栓開閉の操作ができるか			○

	④メーターは、検針及び取替えに支障がないか			○
(8) 耐圧試験の状況		書類	写真	現地
	①規定水圧による水圧試験で、水圧の降下がないか		○	
	②逆止弁の機能確認	○		
	③水抜栓の作動確認	○		
(9) 水質の状況		書類	写真	現地
	①残留塩素の確認			○
(10) 分岐・分岐止め施工部の状況		書類	写真	現地
	①分岐口径は設計のとおりであるか	○		
	②配水管分岐部からメーターまで、指定されたものを使用しているか		○	
	③配水管への取り付け口の位置が、他の給水装置の取り付け口の位置と規定の離れがあるか等、適切に行われているか		○	
	④分岐止め施工状況の確認		○	
(11) 路面復旧状況		書類	写真	現地
	①舗装本復旧がされている		○	○
	②舗装面の復旧状況に不備がない		○	○
(12) 給水主管止水器具の取り付け状況と点検スペースの状況		書類	写真	現地
	①給水主管止水器具の取り付けの確認		○	○
	②止水器具に開閉状態の表示がされているか		○	○
(13) 給水主管仕切弁の取り付け状況		書類	写真	現地
	①各立ち上がりの給水主管仕切弁の取り付け状況の確認		○	○
	②仕切弁に開閉状態の表示がされていること		○	○
(14) 非常用水栓（キー付き不凍水栓）の設置状況		書類	写真	現地
	①受水槽式の非常用水栓（キー付き不凍水栓）の設置状況の確認			○
	②逆止弁が設置されているか			○
(15) 受水槽廻りの点検スペースの状況		書類	写真	現地
	①受水槽廻りについて、規定の点検スペースがとれているか			○
				○
(16) 吐水口空間・オーバーフロー管や水抜管等の配管状況		書類	写真	現地
	①規定の吐水口空間がとれていること			○
	②ボールタップによる給水の場合、ボールタップの上流側受水槽内に逆止弁が設置されていること			○
	③オーバーフロー管及び水抜管について、それぞれ防虫網が設置されていること			○
	④オーバーフロー管及び水抜管について、それぞれ規定の排水口空間がとれていること			○

12 修繕工事の諸届

- (1) 修繕工事及び第1章第4項の表の右欄に掲げる軽微な改造工事は、本章第1項による設計審査を省略することができる。
- (2) 前項の修繕及び軽微な改造に要した資器材については、認証資器材使用精算調書に代え給水装置工事竣工届の余白に記入し、給水装置竣工附図の提出を省略することができる。ただし、使用者から漏水等を理由とした水量調査の申請を受けたときは、当該竣工届のほか給水装置竣工附図及び認証資器材使用精算調書等の関係書類を提出しなければならない。

13 給水装置竣工附図

(1) しゅん工図の作成

- ア 将来の維持管理の基本資料となるのでC A D処理により正確に作成する。
- イ 構成は、位置図・平面図・立面図及び施行情報とし、必要に応じ詳細図を添付
- ウ 平面図の縮尺は、1／100 を基本とし、位置図、立面図及び詳細図は任意とする。
- エ 記号は、給水装置の標準表示による。ただし、表に示されない器具及び材料は、品名等を記入する。

(2) しゅん工図における各図面等の記入方法

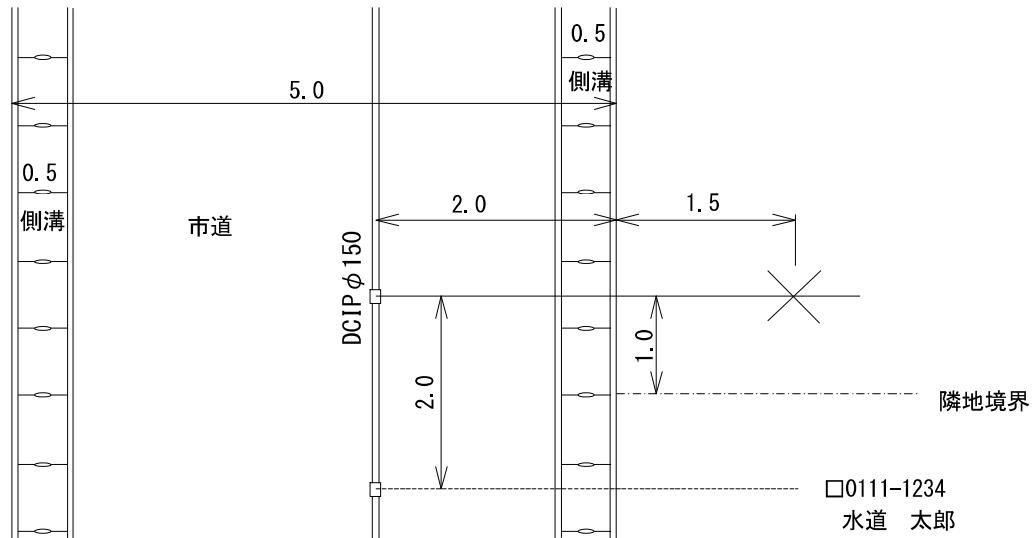
ア 位置図

- ①位置図は、施工場所を中心とし、付近の町名、主な建築物名等を記入し当該場所が判断できるように作成する。
- ②開発行為等の団地造成地に給水装置を新設する場合は、一区画全体の区割りに申請地を記入する。
- ③位置図は、北を上にする 것을基本とする。

イ 平面図

- ①給水する家屋を中心に、配管経路、及び給水栓の向きを記入する。
- ②道路の舗装種別、歩車道の区別、公道・私道の区別、官民境界、側溝、石積み、柵、汚水ます、消火栓、仕切弁、マンホール等を記入する。
- ③既設給水装置から分岐した場合は、既設給水管の口径、管種及び栓番号を記入する。
- ④平面図は、北を上にする 것이望ましいが、図面作成上困難な場合は方位を明記する。
- ⑤平面図には、オフセットを記入するものとし、基準測点は、配水管、道路境界、隣地境界等からとし、直線距離を記入する。なお、隣地に既設給水装置がある場合は、分岐間の距離や栓番号、及び所有者名等を記入する。

<オフセットの記入例>



(3) 立面図

ア 平面図で表すことのできない部分の材料と配管を記入する。

イ 平面図上で水平な線は水平に、縦の線は右上り45度の角度、立ち上り部分は垂直に記入し、給水管種、口径、管延長及び給水栓の種類を記入する。

(4) 詳細図

平面図及び立面図で判断できない配管の部分は、詳細図で拡大して記入する。

例 伏せ越し配管、添架配管等

(5) 施工情報として次の項目を記入すること。

ア 区域名及び栓番号

イ 給水装置場所及び栓名

ウ 工事種別に応じた申請又は竣工年月日

エ 所有者住所、氏名、電話番号

オ 施工業者及び主任技術者氏名、免状番号

カ 給水方式、用途、配管図番号、給水総栓数等

キ 位置図、平面図、立面図

3 設計図の作成

上記、1項・2項に準じるが、各種設計図例を参考に作成することができるものとする。

給水装置の標準表示

1 管種の文字記号

管 種	文字記号	管 種	文字記号
ダクタイル鋳鉄管	D C I P	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P
鋳鉄管	C I P	ゴム輪型硬質塩化ビニル管	R R V P
塗覆鋼管	S P	ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管	R R H I V P
亜鉛メッキ鋼管	G P	ステンレス鋼管	S S P
鉛 管	L P	波状ステンレス鋼管	C S S P
銅 管	C P	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	S G P - H V
ポリエチレン管	P P	硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P - V A ・ V B ・ V D
架橋ポリエチレン管	X P E P		
ポリブデン管	P B P	ポリエチレン紛体ライニング鋼管	S G P - P A ・ P B ・ P D
硬質塩化ビニル管	V P		

2 工事別の給水管表示

[凡例]



名 称	止水栓	逆流防止型止水栓	仕切弁	逆止弁	口径変更	管の交差	防護管 (さや管)
図示記号							

名 称	キャップ止	ヘッダー	加圧ポンプ (ユニット)	受水槽	高置水槽	ポンプ	メーター
図示記号							

名 称	水 抜 栓				消火栓	空気弁	減圧弁
	地下型	屋内操作型	電 動	センサー			
図示記号							

地下式

一次側 二次側

名 称	平 面 図		立 面 図				
種 別	一般用具	その他用具	一 般 用 具				その他用具
			給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールバルブ	
図示記号							

注：その他用具とは、給湯機、湯沸器、ウォータークーラなど

名 称	立 面 図						
名 称	ストップバルブ	ストレートバルブ	混合水栓	シャワーヘッド 付混合水栓	不凍水栓柱	ヘッダー	
図示記号							

名 称	立 面 図						参 考
名 称	定水弁	防振継手					立上り 立下り
図示記号							

14 附図情報の修正等

- (1) 給水コードの設定は、給水装置の所在地より形成しているので、異動事項が生じたときは、上下水道部がこれを修正若しくは給水コードの設定替えを行う。
- (2) 主任技術者等は、既存の給水装置竣工附図に登載してある内容に変更が生じているとき、及び給水方式・用途・配管図番号・給水総栓数等に誤りを見出だしたときは、上下水道部に申し出て所要の修正を加える。

15 その他提出書類

- ①「出水不良及び水圧低下」又は「停滞水による水質悪化」等の事前承諾の念書
- ②水道メーター口径を変更する口径変更届
- ③所有者・代理人等の変更する名義変更届
- ④土地使用同意書